

## 第 2 部 災害予防計画

## 第2部 災害予防計画

「地震に強い都市づくり」と「応急対策活動への備え」「防災コミュニティづくり」の視点から、市の目指す「災害に強いまちづくり」への防災施策を推進する。

### 第1章 地震に強い都市づくり

安全な市街地の整備をはじめ、オープンスペースの確保、道路等の整備などにより都市防災上の骨格の形成をめざすとともに、施設構造物等の耐震化や火災・危険物対策を一層推し進め、地震に強い都市構造づくりに努める。

#### 第1節 緑と水を活かした防災まちづくり

##### 1 安全な市街地づくり

施策	内容	担当
防災まちづくり基本計画の推進	オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）の延焼遮断機能を活かす防災生活圏の形成をめざし「防災まちづくり基本計画」を策定・推進するとともに、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に防災の視点を反映させる。	都市計画課
安全な市街地整備	保谷駅南口地区市街地再開発事業やひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進、土地区画整理事業など面的な市街地整備をはじめ、木造密集市街地の改善等をめざし、各種の防災まちづくり事業等を推進する。	都市計画課・再開発課
	建築物の用途・形態の制限など地区計画制度の活用をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例など誘導的手法により、ミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保等に努める。	都市計画課・都
消火活動困難地域の解消	消防活動路を確保するため幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを西東京消防署と連携して推進する。	都市計画課・道路建設課
	消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。	西東京消防署

## 2 防災都市空間の確保

施策	内容	担当	
公園の整備	緑の基本計画に沿って、都市公園の新設、既存公園の拡充・再整備を行うとともに、公園内に水道施設の確保や照明施設の設置を進め防災効果の高い公園の整備に努める。	みどり公園課	
	民設公園制度の活用により、未整備の都市計画公園・緑地を、避難場所にも活用可能な公園的空間として確保するよう努める。		
緑地・農地の保全	延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保するため、保存樹林等の適正な保全に努める。	みどり公園課	
	市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、長期・安定的な営農に向けた振興施策を展開していく。		産業振興課・都市計画課
	防災機能を有する生産緑地地区等について、延焼拡大時の緊急退避場所として「災害時協力農地」協定の締結を進める。		
防災ネットワークの形成	緑道の整備を図るとともに、避難路となる幹線道路の緑化、生垣造成支援による沿道の安全化に努める。	みどり公園課・都市計画課	
オープンスペースの把握と活用	避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースについて実態調査を実施するとともに、具体的な使用計画の策定・地権者の同意を得るよう努める。	危機管理室	

## 3 道路・橋梁の整備

施策	内容	担当
道路の整備	道路は避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすとともに沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとしての役割も大きい。そのため、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効な生活に密着した道路の整備を進めていく。	道路建設課・都市計画課
橋梁の整備	震災時における避難、救援・救護活動、復旧活動等に支障のないよう、調査し、架替・補修等の整備促進を図る。	道路建設課・道路管理課

## 第 2 節 施設構造物等の安全化

### 1 建築物等の安全化

施策	内容	担当
防火地域等の指定	防災上重要な地域（避難所周辺や避難路の沿道等）を中心に、防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。	都市計画課
耐震改修促進計画の推進	東京都耐震改修促進計画に基づき、市の耐震改修促進計画を策定し、公共建築物及び民間の特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。	都市計画課
公共建築物の耐震不燃化	耐震補強を行うにあたっては、免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。	管財課・教育委員会・関係課
	耐震診断結果を公表するとともに、具体的な目標、整備プログラムを作成する(防災上重要な公共建築物については、耐震化率を平成 27 年度までに 100%とする。)	
	市営住宅について、建て替え等により住環境の改善と併せ耐震化・不燃化を図る。	都市計画課
民間建築物の耐震不燃化	国・都と協力し、簡易耐震診断の啓発、耐震診断、耐震改修の助成制度等の普及に努めるとともに、市独自の補助制度を検討する。	都市計画課
エレベーターの安全化	都の対策に準じて、市は、災害時要援護者を収容する福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。 また、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。	建築営繕課
	都の対策に準じて、市は、震災時に「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの早期機能回復の必要性について、普及啓発を図る。	危機管理室・都

### 2 落下物・家具の転倒等防止

施策	内容	担当
窓ガラス等落下物の安全化	建築物に付属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行うとともに、一般住宅に対しては、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての PR を行う。	道路管理課

屋外広告物に対する規制	都屋外広告物条例、道路法及び西東京市広告掲載要綱等に基づき、設置許可申請及び維持管理に際し改善指導を行うとともに、緊急輸送路、避難路となる道路沿道の屋外広告物設置者を重点に、一層の指導強化を図っていく。	道路管理課
自動販売機の転倒防止	自動販売機の設置にあたり、日本工業規格「自動販売機の据置基準」等に基づき、必要な措置を講じるよう指導するほか、パトロールを強化し、田無警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の指導にあたる。	道路管理課
家具類の転倒防止対策	高齢者や障害者世帯を対象に、申請により家具等の固定を行う補助制度を継続する。	高齢者支援課
	家具類転倒・落下防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般にわたる相談窓口を設ける。	危機管理室
	市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、家具類転倒・落下防止対策を推進する。	建築営繕課

### 3 道路・交通施設の安全化

施策	内容	担当
道路施設の安全化	道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術規準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成14年3月）に従い、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように、安全性を強化する対策を実施する。	道路建設課・都・国
鉄道施設の安全化	事業者は、震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。	西武鉄道(株)

#### 4 かけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止

施策	内容	担当
かけ・よう壁等の安全化	かけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地からの指導を行う。	都市計画課・多摩建築指導事務所
	急傾斜地崩壊危険箇所は、緑地機能の保全を基本に安全化対策を検討する。	
ブロック塀等の安全化	接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新設の際の生垣等設置のため、西東京市生垣造成補助金交付要綱(既存のブロック塀、万年塀等を撤去しての生垣化を含む。)の活用を図る。	みどり公園課
	避難路及び緊急輸送道路沿道のブロック塀の安全確保又はフェンス化・生垣化・オープン化等を所有者へ要請する。	

#### 5 ライフライン施設の安全化

施策	内容	担当
水道施設の安全化	浄水所構造物のポンプ周りの配水管等の破損による一時的断水や電力供給停止等、設備面の改良等について整備補強する。	水道課 平成21年度より都に移管
	各水源井戸で簡単に取水できるようにする。	
	配水施設の主要路線の耐震性向上のためダクタイル鋳鉄管・ステンレス鋼管に取り替える。また、送水ルートの上重化、バイパス化等、震災時の送・配水機能の分離等により安定した送水を確保する。	
下水道施設の安全化	建物(東町ポンプ場、下保谷ポンプ場)の耐震調査を実施し、必要な耐震性に対応していくとともに、構造物の重要度に応じて耐震継手や可動継手を導入する。	下水道課
	被害箇所の的確な把握のため、管渠の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含むマッピング(地図情報)システムを導入する。	
電気施設の安全化	電気供給信頼度の向上を図るため、災害時においても、系統の切替えなどにより早期に停電が解消できるよう、系統連携の強化に努める。	東京電力

ガス施設の安全化	製造所・整圧所設備は重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保するとともに、消防設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。	東京ガス
	供給設備は、導管を高・中・低圧別に区分し最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。	
	地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ・ガス圧力・流量の常時モニタリング及び高密度被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。	
通信施設の安全化	主要な伝送路を多ルート構成・ループ構成とするとともに、主要な中継交換機を分散設置する	NTT 東日本
	大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築するとともに、通信ケーブルの地中化の推進、主要電気通信設備の予備電源を設置する。	
	重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。	

### 第3節 出火の防止及び高圧ガス等の安全化

#### 1 出火の防止

施策	内容	担当
火気使用設備等の安全化	石油ストーブ等の器具について東京都火災予防条例により、対震安全装置付石油燃焼機器の普及徹底、火気使用設備の固定などの安全対策・安全指導等を図る。	西東京消防署
石油等危険物施設の安全化	危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により安全性の向上を図る。	西東京消防署
液化石油ガス消費施設の安全化	安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置をはじめ、販売事業者への立入検査、容器の転倒防止や配管の被害最小化など、液化石油ガスの漏えい等による二次災害防止の指導を継続する。	都
化学薬品の安全化	化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を指導する。	西東京消防署
電気設備等の安全化	変電設備及び自家発電設備など各電気設備の耐震化及び不燃化を指導するとともに、安全対策基準の作成に関与し、出火防止等の安全対策を強化する。 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全対策として感震機能付分電盤の設置を指導する。	西東京消防署
その他出火防止のための査察指導	飲食店・百貨店・病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。	西東京消防署
	その他の事業所及び一般住宅等についても、西東京消防署と消防団による防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、出火防止対策を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。	西東京消防署・消防団
	製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業所)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。	西東京消防署
	各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。	西東京消防署



<p>市民指導の強化</p>	<p>各家庭における出火防止等の徹底を図るため、実践的な出火防止訓練を通じて防災行動力の向上を図る。</p> <p>(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用火災警報器の普及</li> <li>消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底</li> <li>対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及</li> <li>家具類・家電製品等の転倒、落下防止</li> <li>火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底</li> <li>カーテンなどの防災製品の普及</li> <li>灯油などの危険物安全管理の徹底</li> <li>防災訓練への参加</li> </ul> <p>(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進</li> <li>小さな地震の発生時においても「地震 火を消せ！」と声をかけ合うなど、地震発生時には必ず火を消す習慣の徹底</li> <li>地震時、火を消す3度のチャンス（1 グラツときたとき、2 大揺れがやんだとき、3 燃え始めたとき）の徹底</li> <li>避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーやガスの元栓を遮断するなど、出火防止の徹底</li> <li>ライフライン施設が機能を停止に伴う不慣れな火気使用器具からの出火防止措置の徹底</li> <li>ライフライン復旧時における電気・ガス機器等からの出火防止措置の徹底</li> </ul>	<p>危機管理室、西東京消防署、消防団</p>
----------------	---	-------------------------

## 2 高圧ガス・有毒物質等の安全化

施策	内容	担当
高圧ガス取扱事業所の安全化	高圧ガス施設の設置の際に法令・基準への適合状況を審査するとともに、危害予防規定の受理、建設時の完成検査、定期的保安検査、随時の立入検査を実施し、適正な維持管理や安全性の確保に努める。	都
	東京都震災対策条例により塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、配管類や除害設備等の安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめの細かい指導を行う。	
	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。	西東京消防署
毒物・劇物取り扱い施設の安全化	毒物・劇物取扱施設の立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。	多摩小平保健所
	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。	西東京消防署
	学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を周知し、事故防止に努める。	多摩小平保健所
	危険物の貯蔵は、必要最小量とすることを基本に、学校に対し次の事項を徹底する。 保管の安全性を確立するとともに、取扱責任者を定め、その責任において出し入れを行う。 危険物を収納する容器は、落下・転倒等により容易に破損しない材質のものを使用する。 毒物劇物の保管は、安全な一定の場所を保管場所とし「毒物」・「劇物」等の表示をする。 使用量と在庫量を明確にしておくとともに、消火器等の消防器具類の整備をしておく。 児童生徒等に対して、緊急時の措置に関する安全教育を徹底しておく。	教育委員会
放射線等使用施設	「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。	国、都

危険物等の輸送の安全化	危険物積載車両について関係機関との連携により路上取締を実施するとともに、常置場所の立入検査を行い、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。	多摩小平保健所、西東京消防署
	危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締を推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。	田無警察署
	タンクローリーや危険物運送車両等について、隣接各県と連絡を密にして立入検査を実施し、構造、設備等について法令基準に適合させ、安全対策指導を進める。	西東京消防署
	危険物の運搬又は移送中における事故時の措置として、連絡用資料(イエローカード)の車両積載を確認し、活用の推進を図る。	

### 3 高層建築物等の安全対策

施策	内容	担当
高層建築物の安全化	建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づく審査及び指導を行う。	多摩建築指導事務所
避難誘導等の適正化	高層建築物における避難誘導、救出・救護活動等の適正化を図るため、震災対策に関する管理者対策、関係機関との連携による合同防災訓練を実施する。	田無警察署
高層建築物の火災予防等対策	<p>(1) 火災予防対策</p> <p>火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進</p> <p>火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置</p> <p>内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化</p> <p>防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進</p> <p>(2) 避難対策(混乱防止対策)</p> <p>避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</p> <p>建物内の防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備</p> <p>ショーケース、看板等の転倒、落下防止</p> <p>事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導員の育成</p> <p>避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底</p>	西東京消防署

	<p>(3) 防火管理対策</p> <p>従業員に対する消防計画の周知徹底</p> <p>管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底</p> <p>建物内防災センターの機能強化及び要員教育の徹底</p> <p>救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備</p> <p>防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育</p> <p>実戦的かつ定期的な訓練の実施</p> <p>(4) 消防活動対策</p> <p>消防活動上必要な施設、設備等の機能維持</p>	
<p>駅等の混乱防止策</p>	<p>駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅周辺混乱防止対策協議会」を設置し、混乱防止対策を推進する。</p>	<p>危機管理室・西武鉄道</p>

## 第2章 応急対策活動への備え

市及び関係機関は、平常時からの活動組織体制や活動手順等の明確化、相互連携に努めるとともに、装備・防災資機材の調達・備蓄や防災拠点などをあらかじめ整備・充実し、応急対策活動が円滑に実施できるよう備える。

### 第1節 活動組織体制の強化

#### 1 動員体制等の整備・充実

施策	内容	担当
職員の配備基準	状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。	危機管理室
連絡体制の整備	各所属長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡・参集方法を定め周知徹底する。	各課・職員課
勤務時間外における動員体制	小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後に参集し初動活動に従事する「緊急初動要員」を市内居住者中心に編成し、発災初期の活動態勢に必要な人員の確保に努める。	危機管理室・各課
	災害対策本部本部長室の担当職員等に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話（災害時優先電話）等を携帯させる。	危機管理室

#### 2 マニュアル等の整備

施策	内容	担当
マニュアル類の整備	地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルに基づき、所属ごとの初動マニュアルの作成をはじめ、災害時要援護者避難支援プラン、避難・避難所運営マニュアル、防災市民組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	危機管理室・各課
マニュアルの修正	組織改正等による随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	危機管理室・各課
事業継続計画の検討	継続すべき重要な行政サービスは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、市政のBCP（事業継続計画）を検討し、迅速な復旧体制を構築していく。	危機管理室・各課

### 3 関係機関等との連携強化

施策	内容	担当
連携体制の強化	関係団体との間で応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制を強化・充実していく。	危機管理室・各課
協定等の運用の準備	市の各部・課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議のうえ、市に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明確化し、協定等に基づく協力が得られるよう準備する。	危機管理室・企画政策課・各課
協定等の締結促進	災害時に必要となる資機材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、関係団体・事業所等との協力体制について協定の締結を推進する。	

## 第2節 防災活動拠点の整備・資機材等の準備

### 1 避難所等の整備

施策	内容	担当
避難場所等の指定及び周知	<p>下記の設置基準に基づき一時避難場所を指定する。</p> <p>地域住民の日常生活圏域内で、住民がよく知っていて目標となる場所。</p> <p>適度の参集スペースが確保できる場所(集合しだい、順次避難することになるため、地域住民の全員を一度に収容できる広さは必要ない)。</p> <p>火災、倒壊、落下物等の危険が少なく、広域避難場所への経路が安全と考えられる場所。</p>	危機管理室
	<p>下記の設置基準に基づき広域避難場所を指定する。</p> <p>市街地大火による輻射熱(2,050Kcal/m<sup>2</sup>h)に対し、安全を確保できる有効面積があること。</p> <p>避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難場所内部に存在しないこと。</p> <p>収容人員に対し、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人あたり1m<sup>2</sup>を確保できること。</p> <p>広域避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁、町会・自治会区域を考慮すること。</p>	
避難所の指定及び整備	<p>下記の設置基準に基づき避難所を指定する。</p> <p>避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)とする。</p> <p>避難所で受入れる被災者数は、概ね居室3.3m<sup>2</sup>あたり2人とする。</p>	危機管理室
	<p>耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。</p>	
二次避難所の指定	<p>自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等を二次避難所として指定する。</p>	福祉部
	<p>二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーを備えた建物を利用する。</p>	
避難場所等の周知	<p>避難場所等へ標識板を設置するとともに、防災ガイド&amp;マップなどにより市民へのPRを行う。</p>	危機管理室
避難ルートของ安全化	<p>各避難場所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。</p>	都市計画課

外出者のための一時収容施設の確保	屋外で被災した外出者のうち、帰宅困難な者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間事業所を問わず確保するよう努める。	危機管理室
応急仮設住宅建設用地の選定	応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。	危機管理室

## 2 防災活動拠点の充実

施策	内容	担当
オープンスペースの確保	救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うための土地及び家屋の確保に努めるとともに、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。	危機管理室・管財課
ヘリポートの指定	ヘリコプター発着可能地点として、ヘリコプター発着場の基準から、小・中学校の校庭及び避難場所等の指定を進める。	危機管理室
施設の停電対策	非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。	管財課
重要データのバックアップ	住民登録情報・税務情報・保険関係情報など重要情報のバックアップを確保するとともに、システム復旧の迅速化を図る取組みを準備する。	情報推進課

## 3 防災資機材等の準備及び備蓄

施策	内容	担当
備蓄庫の整備	食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校等に備蓄庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域や、人口集中地域等の地域特性を考慮し、防災拠点の充実と併せて総合的に整備していく。	危機管理室
飲料水・生活用水の供給準備	応急給水拠点における給水に必要な資機材の整備、給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水機材をすぐ使用できるよう、平常時より整備しておく。	水道課
	公共施設に受水槽を配置しつつ、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。	危機管理室
	「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。	



食料の備蓄・調達	アルファ化米、おかゆ等のレトルト食品、低蛋白米等の備蓄・調達の推進に努める。主食類の備蓄目標数は、避難所生活等予想人口の2日分(約2.7万人×6食)とする。また、弁当、おにぎりなど加工食品、災害時の野菜等の調達体制を整備する。	危機管理室・産業振興課
	市の備蓄食料では十分でないため、市民や市内の企業等に食料の備蓄について協力を依頼する。	危機管理室
生活必需品等の確保	毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなどと生活必需品に関する協定締結を進める。	危機管理室・産業振興課
医薬品・医療資器材の確保	市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、薬剤師会との協定による医薬品の確保、避難所の医薬品を備蓄する。	健康年金課
トイレの備蓄・整備	仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄、組立てトイレ(マンホール用)など災害用トイレを確保する。	危機管理室・下水道課
	事業所及び家庭、マンション管理者に、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄するよう働きかける。	
	都と協力し、避難所などの付近において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進する。	下水道課
代替エネルギーの確保	避難所生活の長期化等に伴う代替エネルギー確保のため、東京都エルピーガス協会や事業者等との供給協定の締結を進める。	危機管理室

### 第3節 応急活動への準備

#### 1 消防体制の充実

施策	内容	担当
消防活動体制の整備強化	平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制を確立する。	西東京消防署
	同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助救急活動に有効な特殊車両や資機材の充実、消防救助機動部隊、署の救助隊の整備、航空消防体制の強化など、消防力の整備増強を図る。	東京消防庁
装備資機材の整備	市街化の進展等による消防行政需要の増加や多様化する災害に的確に対応するため、「消防力の基準」に基づき、水槽付ポンプ車、救助ユニットを積載したポンプ車など消防機動力を計画的に整備していく。	西東京消防署
情報通信体制の整備強化	消防・救急無線のデジタル化を推進し、消防救急部隊の運用機能を強化する。また、高所カメラの整備、緊急情報伝達システム及び他機関保有映像の活用などを強化する。	東京消防庁・西東京消防署
	市防災行政無線における西東京消防署（出張所）の固定無線機、消防ポンプ車等の車載型無線機により通信体制の強化を図る。	危機管理室
消防水利の整備	西東京消防署との連携を図りながら、消火栓、防火水槽、河川などの消防水利を計画的に整備する	危機管理室
	西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定以上の宅地を開発する場合には、消火栓や防火水槽を設置するよう指導を継続する。	都市計画課
消防団の強化	事業所職員等にも入団を促すことで、消防団員の安定確保に努めるとともに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び西東京消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。	危機管理室・西東京消防署・消防団
	老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資器材の整備を計画的に進める。	危機管理室
消火活動困難地域への対策	消火活動困難地域を考慮し、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実等を進める。	危機管理室・西東京消防署・消防団

市民・事業所等との連携	防災市民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。	西東京消防署・消防団
	店舗併用住宅等の防火管理義務のない小規模事業所について、地域の防災市民組織等の一員として活動するよう指導する。	

## 2 救助・救急・医療体制の整備

施策	内容	担当
救助体制の整備	震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて特別救助隊の増強及び高度救助用資器材を装備した震災対策用救助車の整備を図る。	東京消防庁
	西東京消防署に救助用ユニット、消防隊員用救助資器材を整備するなど震災時及び平常時の救助体制の充実を図る。	西東京消防署
	災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した救出・救護活動ができるようにする。	田無警察署
救急体制の整備	救急隊の増強を図るとともに、非常用救急車に積載する救急用資器材を整備し、震災時の傷病者搬送体制を強化する。	西東京消防署
	傷病者の搬送及び市民への情報提供を行う「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。	
	救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。	
	非常用救急資器材の増強整備を図り、西東京消防署所等における救護体制を強化する。	
	現場での救命効果向上を図るため、高度救急資器材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資器材を整備する。	
消防団の活動能力向上	消防団の応急救護・救助資器材（担架・救急カバン・エンジンカッター等）の増強を図り、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。	消防団・西東京消防署
市民の自主救出能力の向上	防災市民組織及び一般市民、事業所の防火管理者や自衛消防隊員に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及活動・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救護能力の向上を図る。	西東京消防署・消防団

	簡易救助器具、応急手当普及用資器材、自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図る。	危機管理室・各課
	ガソリンスタンドなど救急ステーションの協力事業所の拡大を図る。	西東京消防署
医療体制の整備	市医師会、市歯科医師会との連絡を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、医療カテゴリー別の医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。	危機管理室・各課

### 3 通信体制の整備

施策	内容	担当
防災行政無線のデジタル化	防災行政無線地域防災系無線システムのデジタル化を推進する。	危機管理室
全国瞬時警報システムの導入	国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」(緊急地震速報を含む。)の導入状況を踏まえ、必要なシステムの整備について検討する。	

### 4 輸送体制等の整備

施策	内容	担当
緊急輸送ネットワーク整備	<p>救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。</p> <p>震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。</p> <p>輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる輸送ネットワークを整備する。</p> <p>緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を図る。</p> <p>緊急輸送の実効性を担保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。</p>	危機管理室・都
資機材の整備	平素から障害物除去用資機材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。	道路管理課

輸送車両の確保	災害時の車両調達について、事前に関係団体と供給の協定を締結するなどの措置を講じる。	管財課
	車両燃料の確保を図るため、関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給協定を締結する等の措置を講じる。	
	災害応急対策に要する緊急車両等について、田無警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。	

## 5 調査・研究

施策	内容	担当
被害想定調査	東京都防災会議、中央防災会議、東京消防庁等による被害想定・調査を参考に、本市における防災アセスメント調査を実施し、被害軽減・防止、応急対策需要の検証など防災対策の基礎資料とする。	危機管理室
地域防災カルテの作成	各小学校区における防災資源の把握及び防災まちづくりの基本方針を検討し、防災対策の充実に努める。	

### 第3章 防災コミュニティづくり

防災市民組織及び地域や事業所等の防災体制を強化するとともに、市民、事業所、ボランティアや NPO、行政等との相互連携に努める。また、防災教育や訓練等を通じた人づくり、災害時要援護者支援体制の整備など、助け合う社会システムを備えた防災コミュニティづくりを進める。

#### 第1節 震災に強いネットワークづくり

##### 1 防災市民組織の充実

施策	内容	担当
防災市民組織の結成促進	積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材整備支援のための補助金制度を充実し結成率の向上を図る。	危機管理室
活動環境の整備	防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する軽可搬ポンプ等の資器材の配備をはじめ、各種訓練を行うための広場、消防水利の確保等、環境条件の整備に努める。	危機管理室
防災市民組織の活性化	防災市民組織マニュアルづくりの指導・助言をはじめ、災害時要援護者避難支援プラン、避難・避難所運営マニュアル等にもとづく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平時及び緊急時の防災行動力の向上に結び付ける。	危機管理室・関係課
	救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等を通じて、防災市民組織の活性化に努める。	危機管理室・西東京消防署
避難所を単位とした連携体制の確立	身近な地区で市民・防災市民組織・市・防災関係機関等が連携し、災害時要援護者安否確認、救出・救護、避難所開設・運営等の活動が実施できる体制づくりをめざし、小中学校単位の19避難所エリアにおける地区防災協議会等の組織化を検討する。	危機管理室・関係課
	地区防災協議会等の組織化及び活動体制の確立のためモデル地区の選定、推進に向けた事業化を図るとともに、事業推進を通じ防災市民組織・町会・自治会の結成促進につなげていく。	危機管理室・関係課

## 2 事業所防災体制の強化

施策	内容	担当
自衛消防隊の活動能力の充実・強化	ホテル、百貨店等、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、東京都火災予防条例の規定に基づき、自衛消防技術認定証を有する者（自衛消防中核要員）の配置及び講習及び訓練指導を推進する。	西東京消防署
	自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。	
	防火管理者の選任を要する事業所は、消防法等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されており、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。	
	防火管理者の選任を要しない事業所は、東京都火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されており、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。	
事業所防災計画の作成指導	防火管理者の選任を要する事業所は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画事項について消防計画に定めるよう指導する。	西東京消防署
	小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。	
	都市ガス、電気、鉄道、通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。	

## 3 危険物施設等の防災体制の強化

施策	内容	担当
危険物施設の防災組織	消防法等に基づき、自衛消防隊の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」による相互応援活動を目的とした訓練を定期的に行う。	東京消防庁
高圧ガス関係の防災組織	高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制として東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について、同協議会への参加を指導する。	東京消防庁

#### 4 行政・事業所・市民等の連携

施策	内容	担当
相互に連携した社会づくり	<p>従来の行政、企業(事業所)、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成する。</p> <p>駅周辺の混乱防止協議会等、都、市、企業(事業所)及び地域との相互支援を協議する場の設置</p> <p>自治体間の相互支援体制の強化</p> <p>行政、企業(事業所)、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発</p> <p>震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催</p>	危機管理室・企画政策課・関係課・関係機関
地域における防災連携体制の整備	<p>町会・自治会、防災市民組織、事業所、学校文化活動グループ、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。</p>	危機管理室・企画政策課
	<p>町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど、地域防災体制の強化を図る。</p>	危機管理室・生活文化課
	<p>地域の防災市民組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定締結の働きかけなど、相互に協力し連携できる体制の整備に努める。</p>	危機管理室・産業振興課
	<p>地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。</p>	危機管理室・関係課・関係機関



## 第2節 ボランティア等との連携

### 1 一般ボランティア・NPO等との連携

施策	内容	担当
受入・連携体制等の整備	西東京市社会福祉協議会が運営する西東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、ネットワークを形成する。	企画政策課・福祉部・社会福祉協議会
	ボランティア活動の支援組織として、西東京市社会福祉協議会が運営する西東京ボランティア・市民活動センターを災害ボランティア・センターとし、一般のボランティア、防災ボランティア、NPOなどへの対応を進める。 ボランティア団体のネットワークづくり 情報収集・提供、コーディネーター等の人材育成、場の提供等 ボランティア活動等の推進・支援 ボランティア意識の普及・啓発 多様化するボランティアに対応できる業務マニュアルの作成、支援のあり方の調査・研究等	
	全国から参集するボランティア一次受付窓口である東京都「広域ボランティア活動拠点」や東京都社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。	
活動支援体制の整備	ボランティア団体との災害時の応援協定の締結やボランティア組織機能に応じた防災訓練・研修に努める。	
	災害ボランティア・センターは、災害時に都と連携しながら、関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを進める。また、必要な資機材、傷害保険の加入など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。	

## 2 登録ボランティアとの連携及び人材育成

施策	内容	担当
登録ボランティアとの連携	東京都防災ボランティア（応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るために活動計画等の作成を進める。	危機管理室・関係課
	西東京消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携を図る。	西東京消防署
	赤十字ボランティアは、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。	日赤東京都支部・関係課
	東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時支援ボランティア制度の活用等、都との事前調整を行う。	危機管理室・関係課
人材育成	都、日赤東京都支部、東京都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	関係課
	市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。	

### 第3節 防災行動力の向上

#### 1 防災意識の啓発

施策	内容	担当
防災広報の充実	防災知識の普及を図るため、防災PR小冊子、防災マップの作成、ホームページ・広報誌の活用、エフエム西東京及び㈱ジェイコム関東西東京局の協力を得た震災に関する知識や防災対策等の放送、防災フェアの開催など市民の防災意識高揚に努める。	危機管理室
防災教育の充実	関係防災機関の協力により、消防団員や防災市民組織のリーダー、事業所の防災責任者等を対象とした、技能講習会、座談会、映画会等を開催し、地域ぐるみの防災意識の啓発を図る。	危機管理室
	児童生徒を対象とした防火ポスター等の募集、町会・自治会等を対象とした講演会・座談会及び映画会等を開催する。	東京消防庁・西東京消防署
	防災市民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進する。	
	防災知識や消火・応急救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために都民防災教育センターを活用するとともに、各種訓練などが実施できる防災訓練センターの整備を図る。	
	市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。	
	都が作成した児童・生徒用学習資料を活用し、地震災害に関する基礎的な知識の習得を図る。	
	市が行う防災訓練や防災資器材取扱講習会等の防災事業に協力し、防災教育に全校的に取り組む。	
	都教育委員会「安全教育プログラム開発委員会」(平成19年度)によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育(訓練)の普及を図る。	
	児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。	

## 2 防災訓練の充実

施策	内容	担当
市総合防災訓練	各防災機関及び市民と一体となった実効性のある、総合的、有機的な訓練を実施する。また、各防災機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画内容の理解と防災意識の高揚を図る。	危機管理室・関係課・関係機関
防災市民組織等の訓練	防災市民組織及び町会・自治会を単位とした防災訓練は、西東京消防署及び田無警察署の指導のもと、独自に期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練を実施する。市は、必要に応じて応急給水用ろ過装置や消火器等資器材の貸出等、防災訓練に協力する。	危機管理室
都総合防災訓練への参加	震度6弱以上の大地震を想定し、都、区市町村、関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練に参加する。	都・危機管理室・関係課・関係機関
その他の防災機関訓練	消火・救出・救助・応急救護訓練、非常通信訓練、高圧ガス防災訓練、ライフライン復旧等訓練など防災関係機関・団体等の訓練に市として参加する。	防災関係機関・事業所・市

## 3 災害時要援護者等の安全確保

施策	内容	担当
地域における安全体制の確保	高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児等の災害時要援護者の安全確保のため、近隣住民の協力体制づくりを推進する。	危機管理室・関係課
	災害時要援護者を、高齢者・障害者など災害時に自ら避難活動等ができない方とし、手上げ方式と同意方式を組み合わせた「災害時要援護者登録制度」を確立する。	
	災害時要援護者の個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、民生委員、田無警察署、西東京消防署などが共有する一元的な情報管理システムを構築する。	
	「災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、二次避難所活用方法、サービス提供等の体制確立を図る。	
	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者の安全を確保するため、緊急通報システムの整備・活用を図るように努める。	西東京消防署
	災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくり、社会福祉施設等への協力体制づくりとして「消防のふれあいネットワークづくり」を推進する。	

社会福祉施設等の安全対策	スプリンクラー設備の設置、消防機関と直結する火災通報装置の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等の指導を推進する。	都・西東京消防署
	施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。	
	市総合防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。	危機管理室
災害時におけるサービス確保	透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。	市民部・福祉部・子育て支援部
	健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。	
	災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先等について検討する。	
外国人の安全対策	地域に居住する外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多国語版の防災パンフレットを作成する。	危機管理室・生活文化課
	避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくり、避難場所等の掲示板の多国語表記を検討する。	